

調査結果表

調査結果表										
当該調査に関与した調査者		氏 名		調査者番号						
		代表となる調査者								
		その他の調査者								
番号	調 査 項 目			適用の有無	指摘なし	要是正	既存不適格	特記事項	調査結果等 要是正事項 (既存不適格を含む) 又は特記事項の 具体的内容	担当調査者番号
1	敷地及び地盤									
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況								
(2)	敷地	敷地内排水の状況								
(3)	敷地内の通路等	敷地内の通路等の確保の状況								
(4)		有効幅員の確保の状況								
(5)		敷地内の通路等の支障物の状況								
(6)	共同住宅等の主要な出入り口からの通路等	通路等の確保の状況								
(7)		通路等の支障物の状況								
(8)	窓先空地及び屋外通路	窓先空地の確保の状況								
(9)		窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路の確保の状況								
(10)		窓先空地又は窓先空地から道路等に至るまでの屋外通路等の支障物の状況								
(11)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況								
(12)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況								
(13)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況								
(14)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況								
(15)	がけ	がけの安全上の支障の状況								
(16)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板	広告塔及び広告板本体の劣化及び損傷の状況								
(17)		支持部分等の劣化及び損傷の状況								
その他の特記事項				/	/	/	/	/		
2	建築物の外部									
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況								
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況								
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況								
(4)		土台の劣化及び損傷の状況								
(5)	外壁 く体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況								
(6)		木造の外壁く体の劣化及び損傷の状況								
(7)		組積造の外壁く体の劣化及び損傷の状況								
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁く体の劣化及び損傷の状況								

(9)		鉄骨造の外壁く体の劣化及び損傷の状況							
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁く体の劣化及び損傷の状況							
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石ばり等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況							
(12)		乾式工法によるタイル、石ばり等の劣化及び損傷の状況							
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況							
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況							
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況							
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況							
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況							
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
その他の特記事項									
3	屋上及び屋根								
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況							
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況							
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況							
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況							
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況							
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況							
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況							
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況							
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
その他の特記事項									
4	建築物の内部								
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況							
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項等に規定する区画の状況							
(3)		令第112条第18項等に規定する区画の状況							
(4)		条例第8条に規定する区画の状況							
(5)	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況							
(6)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況							
(7)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況							
(8)		組積造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況							
(9)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況							
(10)		鉄骨造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況							
(11)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分のく体の劣化及び損傷の状況							

(12)			準耐火性能等の確保の状況								
(13)			部材の劣化及び損傷の状況								
(14)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁等に限る。)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況								
(15)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況								
(16)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況								
(17)		令第128条の5各項等に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況								
(18)			木造の床く体の劣化及び損傷の状況								
(19)			鉄骨造の床く体の劣化及び損傷の状況								
(20)	床	く体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床く体の劣化及び損傷の状況								
(21)			準耐火性能等の確保の状況								
(22)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況								
(23)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況								
(24)		令第128条の5各項等に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況								
(25)	天井		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況								
(26)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況								
(27)			区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況								
(28)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況								
(29)		防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況								
(30)		又は戸	防火扉又は戸の開放方向								
(31)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況								
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況								
(33)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況								
(34)			常閉防火扉等の固定の状況								
(35)		照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況								
(36)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況								
(37)		警報設備	警報設備の設置の状況								
(38)			警報設備の劣化及び損傷の状況								

<u>(39)</u>	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況							
<u>(40)</u>		採光の妨げとなる物品の放置の状況							
<u>(41)</u>		換気のための開口部の面積の確保の状況							
<u>(42)</u>		換気設備の設置の状況							
<u>(43)</u>		換気設備の作動の状況							
<u>(44)</u>		換気の妨げとなる物品の放置の状況							

(日本産業規格 A 列 4 番)

(45)		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況							
(46)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況							
(47)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況							
(48)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況							
その他の特記事項									
5	避難施設等								
(1)	令第120条第2項に規定する通路等	令第120条第2項に規定する通路等の確保の状況							
(2)	廊下	幅の確保の状況							
(3)		行き止まり廊下の状況							
(4)		物品の放置の状況							
(5)	出入口等	出入口等の確保の状況							
(6)		物品の放置の状況							
(7)	屋上広場	屋上広場の確保の状況							
(8)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況							
(9)		手すり等の劣化及び損傷の状況							
(10)		物品の放置の状況							
(11)		避難器具等の設置の状況							
(12)		避難器具の操作性の確保の状況							
(13)	階段	階段	直通階段の設置の状況						
(14)			幅の確保の状況						
(15)			手すりの設置の状況						
(16)			物品の放置の状況						
(17)			階段各部の劣化及び損傷の状況						
(18)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況						
(19)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況						
(20)			開放性の確保の状況						
(21)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況						
(22)			付室等の排煙設備の設置の状況						
(23)	付室等の排煙設備の作動の状況								
(24)	付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況								
(25)	物品の放置の状況								
(26)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況						
(27)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況						
(28)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況						
(29)		排煙設備	排煙設備の設置の状況						
(30)			排煙設備の作動の状況						
(31)		排煙口の維持保全の状況							

(32)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況									
(33)		非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状況									
(34)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況									
(35)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況									
(36)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況									
(37)			乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況									
(38)			物品の放置の状況									
(39)			非常用エレベーターの作動の状況									
(40)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況									
(41)			非常用の照明装置の作動の状況									
(42)			照明の妨げとなる物品の放置の状況									
その他の特記事項												
6	その他											
(1)	地下街等	地下街又は地下道に面する建築物の地下の部分	防火区画									
(2)			地下の構え又は地下道に面する建築物の地下の部分と地下道との関係									
(3)			地下道の直通階段の確保の状況									
(4)			地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離の状況									
(5)			地下道の地上への開放性の確保の状況									
(6)			物品の放置の状況									
(7)		地下道に面する建築物の地下の部分	階段ホールの構造及び幅									
(8)		物品の放置の状況										
(9)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況									
(10)			膜張力及びケーブル張力の状況									
(11)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）									
(12)			上部構造の可動の状況									
(13)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況									
(14)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況									
(15)			附帯金物の劣化及び損傷の状況									
(16)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況									
(17)			附帯金物の劣化及び損傷の状況									
(18)	自動回転ドア（条例第8条の7の規定に適合するものであり、かつ、自動回転ドアとして通常使用している場合に限る。）	構造	併設する自動式引き戸及び駆け込み防止さく等の危険防止装置の設置の状況									
(19)		作動の状況	自動回転ドアの作動の状況									

その他確認事項				
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無				
☐ 有(階) ☐ 無				
改善予定状況等				
番号	調査項目		改善策の具体的内容又は改善できない理由	改善(予定)年月
	中項目	小項目		

(注意)

①

この書類は、特定建築物ごとに作成してください。

②

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③

「当該調査に関与した調査者」欄は、東京都建築基準法施行細則別記第四号様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

④

「適用の有無」欄は、該当する調査項目について○印を記入してください。

⑤

「調査結果等」欄は、別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。

⑥

「調査結果等」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦

「調査結果等」欄のうち「特記事項」欄は、別表(い)欄に掲げる調査項目について、要是正の指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、○印を記入してください。

⑧

「調査結果等」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥又は⑦いずれにも該当しない場合に○印を記入してください。

⑨

「調査結果等」欄のうち「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩

「調査結果等欄」のうち「要是正事項(既存不適格を含む)又は特記事項の具体的内容」欄は、当該調査項目について「要是正」又は「特記事項」欄に○印を記入した場合に、その具体的内容を記入してください。

⑪

「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑫

「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。

⑬

「改善予定状況等」欄は、調査の結果、要是正の指摘又は特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入するとともに、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。また、改善できない理由がある場合には「改善策の具体的内容又は改善できない理由」欄にその内容を記入してください。

⑭

配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。

⑮

要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

⑯

付近見取図を添付してください。

調 査 結 果 図

	番号	調査項目
	1	敷地及び地盤
	(1)	地盤
	(2)	敷地
	(3)から(5)まで	敷地内の通路等
	(6)及び(7)	共同住宅等の主要な出入り口からの通路等
	(8)から(10)まで	窓先空地及び屋外通路
	(11)及び(12)	塀
	(13)及び(14)	擁壁
	(15)	がけ
	(16)及び(17)	敷地に直接設置した広告塔及び広告板
	2	建築物の外部
	(1)及び(2)	基礎
	(3)及び(4)	土台（木造に限る。）
	(5)から(18)まで	外壁
	3	屋上及び屋根
	(1)	屋上面
	(2)から(5)まで	屋上周り（屋上面を除く。）
	(6)及び(7)	屋根
	(8)及び(9)	機器及び工作物（冷却塔設備等）
	4	建築物の内部
	(1)から(6)まで	防火区画
	(7)から(17)まで	壁の室内に面する部分
	(18)から(23)まで	床
	(24)から(26)まで	天井
	(27)から(34)まで	防火設備又は戸
	(35)及び(36)	照明器具、懸垂物等
	(37)及び(38)	警報設備
	(39)から(44)まで	居室の採光及び換気
	(45)から(48)まで	石綿等を添加した建築材料
	5	避難施設等
	(1)	令第120条第2項に規定する通路等
	(2)から(4)まで	廊下
	(5)及び(6)	出入口等
	(7)	屋上広場
	(8)から(12)まで	避難上有効なバルコニー
	(13)から(25)まで	階段
	(26)から(31)まで	排煙設備等
	(32)から(42)まで	その他の設備等
	6	その他
	(1)から(8)まで	地下街等
	(9)から(12)まで	特殊な構造等
	(13)	避雷設備
	(14)から(17)まで	煙突
	(18)及び(19)	自動回転ドア
注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む。）や撮影した写真の位置等を明記すること。		

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付		特記事項	

部位	番号	調査項目	調査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付		特記事項	

- (注意)
- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「部位」欄の「番号」及び「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号及び調査項目に対応したものを記入してください。
 - ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。
- (日本産業規格A列4番)